

部活動・保護者クラブ・新保護者クラブの違い 概要

051027 長森南中

		① 部活動	② 部活動補完の保護者クラブ	③ 新保護者クラブ
1	管理責任	学校	保護者（学校がサポート）	保護者（学校外）
2	位置付け	学校教育の一環だが、教育課程外 【文科省】	社会教育の一環だが、学校の保護者クラブの規定内で活動	社会教育の一環のクラブ活動 【スポーツ庁・文化庁】
3	運営主体	学校	保護者（学校がサポート）	保護者（クラブ長）
4	指導者	顧問 部活動指導員 社会人指導者（市・保護者・学校委嘱指導員）	保護者 ボランティアでの部活動指導員 社会人指導者 ※謝金は各保護者クラブ	保護者 地域クラブ社会人指導者 地域クラブが依頼した指導者 ※登録手続きの「時期」注意
5	計画	顧問が計画	学校の部活動割振りをもとに、保護者クラブ長が計画	保護者（クラブ長）が計画
6	活動場所	学校が調整し施設割振り	学校の施設割振りをもとに、活動計画を学校に提出 ※未提出の場合は活動禁止	クラブ長が施設使用申請書を提出 ※学校施設を利用する場合も必要 提出先等の具体は市が検討中
7	保険等	学校管理下 日本スポーツ振興センター対象 ※物損修繕費用は対象外	学校管理外 各クラブでスポーツ障害保険に加入、または個人で障害保険に加入 ※保険加入条項を規約に明記	
8	対象	学校在籍生徒のうち希望者	部活動所属生徒のうち希望者	
9	指針・規約	○県総合的なガイドライン ○市部活動指針 ○本校部活動規約	○本校保護者クラブ規約 ※前の市部活動指針には「保護者クラブ」記載があったが、新部活指針には「保護者クラブ」記載なし。	○県総合的なガイドライン ○市地域クラブ活動指針 ●本校新保護者クラブ指針 ●各クラブ規約 ※各クラブで協議・決定

- ・「新保護者クラブ」は従来の「部活補完の保護者クラブ」と区別するための本校内での仮称です。一般的な名称ではありません。
- ・県市がいう「保護者クラブ」「地域クラブ」とは「新保護者クラブ」を指しています。太字の部分が主な違いです。
- ・具体的な手続き（例：施設使用申請書の提出先や期限、学校との打合せ方法等）は、今後の市の通知等に基づいて定めます。